

## 労働組合等のご利用の方へ

いつもエル・おおさかをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当館を労働組合様、労働福祉団体様等がご利用の際には、労働センター条例第1条に規定する設置目的の達成のためのご利用であることを確認させていただくことになりました。

目的利用確認事項には、下記のチェック項目以外に申込者の方の所属労働組合名又は所属団体名と氏名を自署でご記入いただくこととさせていただきますので、お手数ではございますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 【目的利用確認事項】

- 労働組合活動に必要な会合
- 労働組合が労働組合員等の教養を向上するために行う研修又は文化活動
- 同一企業内の労働者が行う自主的な文化活動
- 一般府民を対象にした低廉な受講料の労働関係法の知識習得セミナー等
- 指定を受けた労働福祉団体等が労働者福祉のために行う研修会・懇親会等
- 指定を受けた国又は地方公共団体が労働者福祉のために行う研修会等

### 【実施日】

平成28年8月1日